

## 小規模企業共済の取扱開始について

J A南三陸では農業経営者へのサポート機能を図る一環として、平成30年1月4日より、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度の取扱いを開始しました。

この制度は、専業農家などの個人事業主（共同経営者を含む）の方が事業をやめられたり、農事組合法人等の役員の方が退職されたりした場合などに、その後の生活の安定等を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度となっています。

当制度にかかる詳しい内容については、お近くのJ A南三陸窓口まで。